○総務省令第二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［略］	［略］	［略］	［略］
デジタル基盤改革支援補助金 マイナンバーカード交付事業費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金 地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金			
［略］	［略］	［略］	［略］
情報通信技術利活用事業費補助金 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 放送ネットワーク整備支援事業費補助金 情報通信拠点機能強化支援事業費補助金 自動運転通信基盤整備事業費補助金			
［略］	［略］	［略］	［略］
防災情報通信設備整備費補助金 特定臨時避難施設整備事業費補助金			
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
デジタル基盤改革支援補助金 地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金 マイナンバーカード交付事業費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
情報通信技術利活用事業費補助金 放送ネットワーク整備支援事業費補助金 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 情報通信拠点機能強化支援事業費補助金			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
防災情報通信設備整備費補助金			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和七年度に取得した財産からこれを適用する。